

六、經過概況

五年坐七年未滿三千円坐五千円也 七年坐十年未滿五千円以上七十円也
 十年以上七十円以上
 ① 手待日為 一ヶ月三日坐二及三時八一日七十先就(後半半額)支給
 ④ 家族慰安トシテ金一封(百千円)ヲ支給ス

八月二日口頭ヲ以テ賃銀連上嘆願ヲ為シタルガ工場主側ニ於テ
 考慮中望三日後第七名ヲ除キ五十二名罷業ニ移リ嘆願書ヲ
 提出シ工場主側ニ於テ其一却ヲ承認シタルモ妥協成ラズ全月
 四日更ニ要求書ヲ提出シ未再三労費代表者人會見交渉ノ
 結果工場主側ノ大譲歩ニ依リ漸ク妥協成之ニシタリ

七、労働者総数
 八、争議参加数
 九、組合加盟員数

五十九名 (内澤男等三九名 田中後等二十二名)
 五十二名

罷業ト同時ニ五十二名ハ全社労働物労働組合ニ加入

十、組合干渉状況

1 指導組合 京都府労働物労働組合
 口應援組合 京都地方評議会
 八主十九指導者又八應援者 京都府労働物労働組合 第三支部長 高見早布
 京都地方評議会 評部 栗村甚之助

労働争議調査表

(C)

一、発生日
 二、解決月日
 三、発生日原因

大正十五年八月二日
 月 年八月六日
 八賃値上げノ目的

四、要求事項

- 1 工資改正ノ要求
- 2 争議手當ノ要求 (一日二日割 徒勞半額)
- 3 解雇手當ノ要求
- 4 手待日當ノ割定 (一日二日割 徒勞半額)